

## 宮城大学転学群及び転学類に関する規程

平成21年4月1日

規程第39号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学学則（以下「学則」という。）第22条第2項の規定に基づき、転学群及び転学類（以下「転学群等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(転学群等の時期)

第2条 転学群等の時期は、前期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由がある場合は、スチューデントサービスセンター会議の議を経て、転学群等の時期を後期の始めとすることができる。

(転学群等の年次)

第3条 転学群等により所属することとなる学群及び学類の年次は、看護学群への転学群及び看護学群から他学群への転学群は、原則として1年次とし、事業構想学群及び食産業学群における転学群等は、原則として2年次以降とする。

2 前項の規定にかかわらず、新たに所属することとなる学群及び学類の卒業要件単位数と第7条の規定に基づく申請により認定が見込まれる既修得単位数とを比較考量の上、相当と認める年次とすることがある。

(転学群等の出願)

第4条 転学群等を志願する者は、当該年度の1月末までに、別紙様式により、学長にその旨を願い出なければならない。

(転学群等の選考)

第5条 転学群等の選考は、原則として志願対象学群、学類における在籍学生数の状況を勘案し、教育上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、当該学群、学類において行うものとする。

2 前項の選考は、原則として、学力試験（小論文を含む。）及び書類審査（単位認定審査を含む。）をもって行うものとし、必要に応じて面接、その他学群、学類において適切と認める方法を加えることができるものとする。

(転学群等を許可された者の在学年限等)

第6条 転学群等を許可された者の転学群等後の在学年限は、原則として原初入学年次から通算するものとする。

2 学則第18条第2項の規定に基づき別途修業年限を決定するときは、学則第18条第1項に規定する修業年限と均衡を失しないよう留意しなければならない。

(転学群等を許可された者の既修得単位等の認定)

## 第2編教育 転学群及び転学類に関する規程

第7条 第5条に規定する選考を経て転学群等を許可された者が、転学群等の前に本学の他学群・他学類並びに他の大学又は短期大学において履修した授業科目及び短期大学又は高等専門学校の特攻科等における学修について、学則第37条から第40条までの規定に基づく既修得単位の認定及び学則第41条第2項の規定に基づく卒業要件単位への算入を希望するときは、別に定めるところにより、学長に認定申請を行わなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、転学群等の選考等に関し必要な事項は、スチューデントサービスセンター会議の議を経てスチューデントサービスセンター長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度に転学部等をする学生から適用する。
- 2 この規程の施行前に既に転学部等をした学生については、なお従前の例による。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日以後に転学部等をしたものを含む。）については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 第2編教育 転学群及び転学類に関する規程

別紙様式(第4条関係)

### 転学群・転学類願

年 月 日

宮城大学長 殿

(志願者)	学群	学類	コース ( 年入学)
入試区分			
氏名			印
学籍番号			
生年月日			
現住所			
(保証人)			
氏名			印
現住所			
本人との関係			

下記のとおり転学群・転学類を志望しますので、願い出ます。

### 記

- 1 志願学群・学類
- 2 志願する理由
  - (1)現在の学群・学類を志願した理由
  - (2)現在の学群・学類から転出したい理由
  - (3)志願学群・学類に転入したい理由
- 3 添付書類  
申請時における成績表

相談教員確認欄			
事前相談日	年	月	日
所属			
氏名			印